

すべての指定居宅介護支援事業所が作成してください

特定事業所集中減算（令和 8 年度前期・後期）

I 特定事業所集中減算について

毎年度 2 回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の割合が 80%を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、1 月につき 200 単位／件が所定単位数から減算される。

根拠：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（費用算定基準）

II 減算の要件

（1）判定期間と減算適用期間

	判 定 期 間	減算適用期間
前期	3 月 1 日～8 月末日	10 月 1 日～3 月 31 日
後期	9 月 1 日～2 月末日	4 月 1 日～9 月 30 日

（2）減算の要件

判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のそれぞれのサービスにおいて、もっとも多く居宅サービス計画に位置付けられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画の割合が、以下の計算式で 80%を超えた場合に減算が適用される。

（計算式）

（例）訪問介護の場合

$$\frac{\text{訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{訪問介護を位置付けた計画数}}$$

※通所介護もしくは地域密着型通所介護のうち、どちらかが 80%を超えた場合は、その両方の合計で再計算し、80%を超えない場合は減算を適用しないものとする。

(3) 正当な理由

上記計算式で判定した割合が 80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入すること。次の①～④に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とする。

原則これら以外の理由は認めないが、その他の理由により 80%を超える場合は、申出書（【正当な理由について】⑤を参照）を添えて申し出ること。

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

- ・通常の事業の実施地域は、毎年度 4 月 1 日時点で設定している地域とする。
(4 月 2 日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。)
- ・事業所数は、判定期間初日時点の数で判断する。
- ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が、適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないか、を個別に判断する。

(例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業として 4 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。

② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

③ 判定期間の 1 月あたりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど事業所が小規模である場合。

④ 判定期間の 1 月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 10 件以下であるなど、サービス利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月あたり 20 件の場合、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が 80%を超えても適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算は適用される。

⑤ その他正当な理由として市長が認めた場合

- ・ ①～④以外の理由でやむを得ず 80%を超えると見込まれる場合には、別紙の理由申出書を作成し、提出すること。
- ・ 以下に例示するケースに該当する場合は、該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、80%超えない場合は減算を適用しないものとする。
※個々のケースの判定は、添付書類（経緯が明らかになる書面。支援経過記録・地域ケア会議の記録等）、ヒアリング等による確認により総合的に判断する。

(例)

- ・ 判定期間中に廃止または休止となった居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を引き継いで、指定居宅介護支援を提供することになったため、やむなく特定の事業者集中したと認められる場合
- ・ 処遇困難ケース等の理由により、地域包括支援センター等からケースを受け入れた場合
- ・ ケアマネジメントの結果、利用者の特性、ニーズに合った介護サービスを提供できる事業所が、その事業所しかなかった場合（例：早朝・夜間の訪問介護が必要なケース）
- ・ 利用者の居住地を実施区域とするすべての事業所に依頼したが断られ、最終的に当該事業所によるサービス提供しか方法がなかった場合。

《通所介護と地域密着型通所介護のみ》

通所介護と地域密着型通所介護を区分せず従来どおり算定すると 80%を超えない場合

※根拠となる算定結果を添付すること。

Ⅲ 書類の作成および市への報告について

すべての居宅介護事業所は、(1)により各様式を作成し、(2)により該当する様式を市へ提出すること。

なお、この報告にかかる書類、関係資料等は、必ず 5 年間は保存しておくこと。

(1) 作成する様式

- ・(様式1)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
- ・(様式2)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
- ・作業様式

※作業様式により月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1、様式2に記入すること。

(2) 提出する様式

- ・(様式1)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
- ・(様式2)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
- ・(様式3)「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算に関する「その他
正当な理由」の申出について(任意様式)

※正当な理由⑤に該当する場合のみ

(3) 提出期限及び提出先等

- ・提出期限 前期分：令和8年9月15日(火)
 後期分：令和9年3月15日(月)
- ・提出先 高島市役所介護保険課
 高島市新旭町北畑565番地 (電話：0740-25-8029)